審査項目			提案依頼事項	審査基準	配点
基本事項	1	目的達成のための 考え方について	業務目的を達成するために、研修 の実施に当たり重視すべきポイント を記載すること	業務目的を達成するために導入及び 運用において重視すべきポイントを適 切かつ明確に示しているか	5
	2	類似業務の受託実 績	国や地方公共団体、民間企業等に おける同様の業務受託実績及び、そ の内容について記載すること	本業務を遂行し、目的を達成するために有益な知見、ノウハウを有しているか	5
提案内容	3	実施計画について	業務のスケジュール及び運営体制 等を記載した実施計画を示すこと	・スケジュールは無理がないものか ・実施時期は適切か	10
	4	研修の内容	・業務委託仕様書の「4研修内容」 の各研修受講者が確実に技術力、能 力の向上につながる内容とすること ・業務での活用を考慮した内容とす ること	・一方的な講義でなく、受講者に主体 的に取り組ませる工夫がされているか ・業務活用や自己啓発への動機付けに つながる内容となっているか	20
	5	研修講師について	講師予定者の経験、能力等につい て記載すること	個人実績や経歴は期待水準にあるか	20
	6	独自提案	秋田県のデジタル人材育成研修に ついて、独自提案があれば記載する こと	今後の人材育成において有効な提案 か	10
県内企業	7	県内企業	秋田県内の本店、支店又は営業所 等の有無	事務局評価	10
価格	8	見積書	見積金額及び費用の積算の内訳を 記載すること	事務局評価	10
そ の 他	9	女性の活躍推進	下記、配点表を参照	事務局評価 下記、配点表を参照	5
その他	10	賃金水準の向上	下記、配点表を参照	事務局評価 下記、配点表を参照	5
合計		-			100

〇女性の活躍推進による配点表

一般事業主 行動計画の	従業員数100 人 以下の企業	女活法 ※2	各0. 25	最大 0.5				
策定・届出		次世代法 ※2						
えるぼし チャレンジ 企業認定 ※1			1	最大				
	女活法 ※2	えるぼし プラチナえるぼし	1.5 2	3				
法令に基づ く認定	次世代法 ※2	くるみん プラチナくるみん	1.5 2					
V PLIVE	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5					
秋田県知事	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3 女性の活躍推進企業表彰 ※3		各0.5	最大				
表彰の受賞	子ども・子育て支援知事表彰 ※3 男女共同参画社会づくり表彰			1				

- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女性法の えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成 し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基 づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないも のとする。
- ※2 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27 年法律第64 号) 次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成15 年法律第120 号) 若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45 年法律第98 号)
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育で支援知事表彰」を統合して令和7年度から 「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

〇賃金水準の向上による配点表

公上第四公老― ×× n の平均	1.5%以上増加	3	最大			
給与等受給者一人当たりの平均 給与額の対前年増加率	2.0%以上增加	4				
和子根少州的平相加平	3.0%以上増加	5				
「パートナーシップ構築宣言」 の作成・公表		0. 5	J			

[※] 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「②俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。